

和光市における 公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)に基づく届出義務について

1. 目的

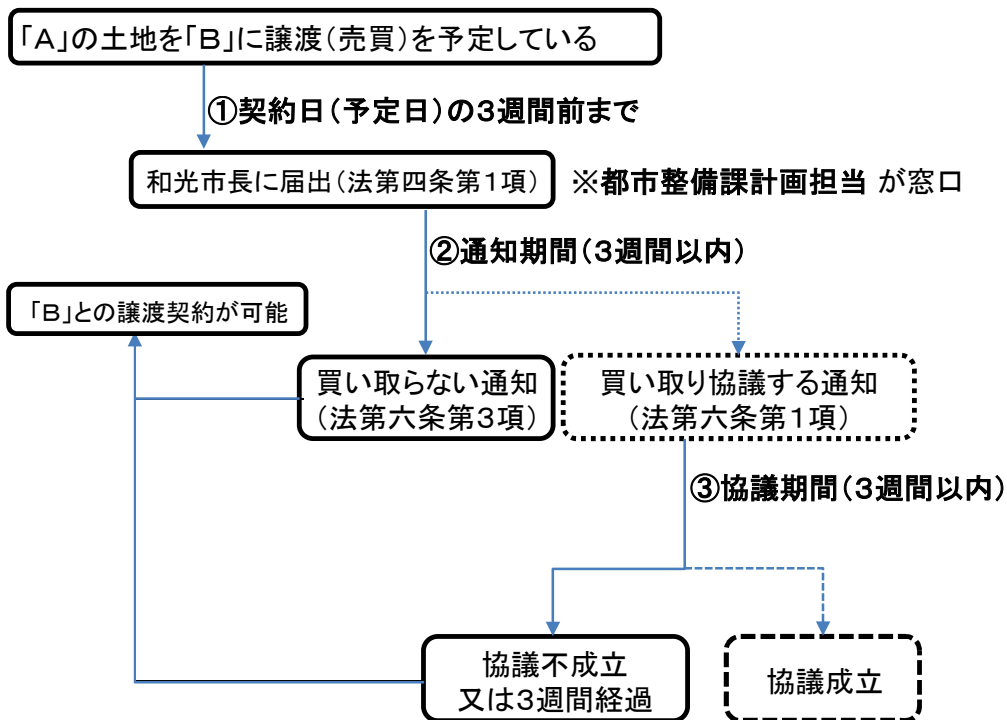
地方公共団体が、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、公共用地を計画的に取得することを目的とし、一定の要件の土地を有償で譲り渡そうとするときに、契約前に和光市長に届出をする制度です。
※届出のほかに「申出」の制度(法第5条)もあります

2. 届出の要件となる土地

- 都市計画施設の区域内の土地 100㎡以上
※都市計画施設…都市計画に定められた都市計画法第11条第1項各号に規定される施設
(例:道路、駅前広場、公園、保育園、ごみ処理施設等)
- 都市計画区域内の土地
 - ・(各法律により)道路区域、都市公園区域、河川予定地、として決定又は指定された土地 100㎡以上
 - ・生産緑地地区内の土地 100㎡以上
 - ・市街化区域内の土地 5,000㎡以上

3. 手続の簡易的な流れ

★要件に該当する土地の「所有者A」と買い取り「希望者B」のケースについて



※上記表のとおり、届出の提出から最長で6週間、契約について制限が生じる場合があります。

4. 備考等

- ・買い取り協議となった場合の土地の買取は強制的なものではありませんが、理由なく協議を拒否することはできません
- ・法律に基づき、協議が成立した場合、当該土地の譲渡については、租税の優遇措置(譲渡所得の特別控除1,500万円まで)が受けられます。